

福生市のお知らせ

発行 福生市 編集 企画財政課広報広聴係 ☎ 51-1511 内線214~5

みんなして

植よう緑を愛の手で

—昭和五十三年度緑化推進事業計画決まる—

都市化の波に洗われ、福生市の緑は、年々少なくなっています。市では、昭和五十年の十月に緑を守り育てる条例を制定し、緑化推進運動を進めてきましたが、五十三年度も積極的に緑化推進運動を進めていきます。運動の内容は、緑を守る、緑を育てる、緑を大切にすることを三つからなっています。くわしいことについては、広報などで、そのつどお知らせします。今年度の計画のあらましをお知らせします。

一月までの毎月第二木曜に、緑の相談日を設けます。草花の種子無償配布 春・秋の二回朝市の会場で、約一千二百袋の草花の種子を無料配布します。緑化用苗木育成管理委託事業 市内の農家に市の木（モクセイ）市の花（ツツジ）を栽培委託し、出生記念樹などとして使用します。公共施設への植樹 学校・公園への植樹。町会・自治会などへも要望により、春と秋に緑化用樹木をお分けします。

緑地保全に奨励金 樹林、農耕地に対し、五年間緑地指定し、管理良好な土地所有者に奨励金を交付します。家庭菜園 市内在住者の方に、二年間お貸しします。なお一区画三坪で不用樹木のある一般家庭でいらなくなった樹木を希望家庭にあつせんします。

緑を守る心を育てる 緑化標語の募集 八月から九月に市内在住、在勤、在学の方から募集します。緑化ポスターの募集 市内の小学五年生、中学一年生、一般を対象に一二月にかけて、ポスターを募集します。入選作品は、市内の公共施設に張り出します。

28日朝7時30分から 市役所前庭で朝市

五月二十八日、市役所前庭で朝市が行われます。地元でとれたばかりの新鮮な野菜や、青果小売商組合のみなさんによる果物の安売り、商工会青年部による出店などが行われます。日時：五月二十八日（日） 午前七時三十分から十時三十分まで。ただし、売り切れたら終了します。場所：市役所前庭 主催：朝市実行委員会（青果小売商組合・商工会青年部・農作物生産者） 後援：福生市・農業委員会・商工会・福生市青果市場 ※当日は、駐車場が狭いので車はなるべくご遠慮ください。

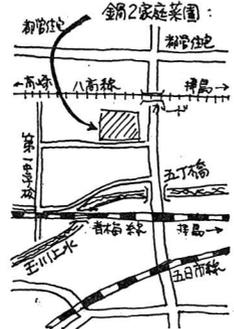
五日市線17日は運休 拜島〜五日市間バス運行

五月十七日（水）午前九時から午後五時ごろまで、五日市線拜島と武蔵五日市間は、多摩川の橋りょう架け替え工事のため電車の運転を休止します。運転休止になる電車は三十六本で、その代わりにバスを運行します。代行バスは、拜島駅と武蔵五日市駅の電車の出発時刻に合わせ、

お貸しします

鍋二家庭菜園

四月に熊川鍋二菜園の貸し付けの募集をしましたが、申込者が少ないため、区画が約七十区画ほど空いています。使用希望者は追加募集をいたしますので、お申し込みください。貸付期間 昭和五十三年五月から五十五年三月三十一日まで。費用 一千五百円（使用期間中の菜園自主管理費、ゴミ処理費など）



申込先 五月一日（月）から五月十日（水）までに印かんをお持ちの上、経済課農業課係（☎51-1511 内線273）へ直接おいでください。申し込みは一世帯につき一区画とし、応募者多数の場合は抽せん。代理申し込みは受け付けません。

助成の対象	限度額	申請期間
一般助成 ・処理区域内の建築物の所有者または、所有者の同意を得た使用者。 ・処理開始の日から3年以内の改造工事であること。 （ただし相当の理由がある場合はこの限りではない） ・市税、水道使用料、下水道使用料、受益者負担金を滞納していない者。	自家所有する家屋の改造工事につき1件につき2万5千円 貸家、アパート等につき1棟につき5万円 大便器1個につき5千円	地域区分によるが、原則として、処理区域内の建築物の改造工事の完了後、申請可能。
生活扶助世帯	市長が定める標準工事費の全額	申請期間は、特別助成は開始年度から2年以内、通常の助成は開始年度から3年以内とする。
融資のあっせん	自己所有する家屋改造工事1件につき25万円、等の所有者大抵書1冊につき100万円を限度とする。 （ただし百万円を限度とする） 利率年 9.0%以内 償還 3.0%の料子繰上り 償還 3年以内毎月1回	特別助成は開始年度から2年以内、通常の助成は開始年度から3年以内とする。

水洗便所くみ取料金 10%上がりました。ため式水洗トイレ（浄化槽のないもの）と浄化そう式水洗トイレの貯留そうのくみ取り料金が、四月一日から十パーセント値上げしました。一・八キロリットル積載車一台三千円が三千三百円、三・七キロリットル積載車一台分六千円が六千六百円です。なお、市からの補助金は、従来どおり三千円です。くわしくは、衛生課清掃係へ。☎51-1511 内線284

空きビンは販売店へ

みなさんが、ゴミとして出しているビン類のほとんどは、再利用できるものです。わたしたちの日常生活からは、たくさん空きビンが出ます。これらを簡単に「ゴミ」と考えないで、販売店が引き取るビン類は必ず返し、どうしても処理できないものだけを、ゴミとして出すようにしてください。飲食物営業従事者 伝染病予防に 毎月一回検便

トイレ水洗改造工事 助成金ができます

公共下水道が建設され、水洗トイレが使えるようになった地域では、その時から三年以内に、今までのくみ取りトイレを水洗トイレに改造しなければなりません。そこで、市では水洗トイレに一日も早く改造できるように、一定の条件のもとに改造資金の助成をします。なお、くみ取りトイレを新設することは、公共下水道が建設された区域ではできません。くわしいことは、下水道課管理係へ。☎51-1511 内線352

5月の母子衛生行事

- 三か月検診 五月二日（火） 該当児 昭和五十三年二月生まれのお子さん
 - 六か月検診 五月十六日（火） 該当児 昭和五十二年十一月生まれのお子さん
 - 九か月検診 五月十九日（金） 該当児 昭和五十二年八月生まれのお子さん
 - 三歳児検診 五月二十三日（火） 該当児 昭和五十年四月生まれのお子さん
- ※ 各検診とも母子手帳をお忘れなく。六・九か月は受診券も必要です。

5月の無料相談

- 法律相談 五月十日（水）・十七日（水）・二十四日（水）
 - 予約制先着八人。相談日六日前から電話で受け付けます。
 - 人権・行政相談 五月四日（水） 午後一時〜四時
 - 交通事故相談 五月十八日（木） 午後一時〜四時
 - パートタイム相談 毎週火曜日 午後一時〜四時
 - 少年相談 五月十二日（金） 二十六日（金） 午前九時〜午後五時
 - 予約制、当日四時までに（☎51-1511 内線217）へ。
 - 相談日以外は、警察庁立川少年センター（☎0425-2216938）へ。
- ※ いずれの相談も、会場は市役所一階市民相談室です。
- 心配ごと相談 五月六日（土）・十七日（水）・二十五日（木） 午後一時〜四時
 - 会場 福祉会館
 - 心身障害者相談 五月十七日（水） 午後一時〜四時
 - 会場 福祉会館
 - 母子相談 毎週月・水・金 午前九時〜正午
 - 会場 市役所内福祉事務所
 - 児童相談 毎週月曜日 午前九時〜正午
 - 会場 市役所内福祉事務所
 - 教育相談 毎週火曜日 午後二時〜四時
 - 会場 市民体育館内相談室
 - 予約制です。☎52-5511
 - 市民・消費者相談 毎日 午前八時三十分〜午後五時（土曜日の午後、日曜日、祝日は除く）
 - 会場 広報広聴係
 - 税務相談 五月八日（月） 午前十時〜午後四時
 - 会場 市役所一階市民相談室
 - 主催 福生市商工会

五月は、軽自動車税と固定資産税第一期の納期です

5月の予防接種

五月の予防接種は日本脳炎です。問診書は受付でお渡ししますので、母子手帳と印かん、ボールペンをお持ちください。お出かけ前に体温を計ってきてください。ふるは、二日間入れません。三日目は、体温を計り平熱なら入浴しても大丈夫です。

日本脳炎

受付時間 午後1時30分～2時50分
会場 予防衛生センター

月・日	曜	該当地区	該当児
5.17	水	福生団地、福生熊川住宅、加美平住宅	満4歳から小学校入学前までの初回者= A
19	金	熊川全地区(福生団地福生熊川住宅除く)	初回者の2回目と追加者= B
22	月	福生全地区(加美平住宅除く)	初回者の2回目と追加者= B
31	水	福生団地、福生熊川住宅、加美平住宅	初回者の2回目と追加者= B
6.8	木	熊川全地区(福生団地福生熊川住宅除く)	Aと同じ
12	月	福生全地区(加美平住宅除く)	Aと同じ
13	火	全地区	Bと同じ
27	火	全地区	Bと同じ

日本脳炎は、満四歳から小学校入学前までに初回を受け、その後は、入学前まで毎年一回と、入学後は小学四年と中学二年のときに一回づつ追加を受けます。初回は、二回式ですの一回目を受けた日から七～十四日の間に二回目を受けます。

胃ガン検診

日時 五月三十日(火)・六月六日(火) 午前九時～十一時 場所 福生市役所裏庭 対象 満三十五歳から六十四歳まで、また一度も胃ガン検診を受けていない方。ただし、精密検診を受けてから一年以上過ぎた方は、必ず受けてください。申込先 五月二十二日(月) 午前八時三十分から衛生課健康管理係へ。電話受付はいたしません。

福生さつき展

日時 六月二～四日 午前十時～午後五時 ただし二日は正午から会場 志茂睦会館(福生市志茂一七八番地) お問い合わせ 大谷光利へ。☎51-0380 ※三日と四日には、先着五百名の方に、さつきの苗木一人一本あて無料で差し上げます。

募集します

福生スイミングクラブ

会員・コーチ

資格 会員は小学三年以上で、市内在の健康な方。コーチは福生近郊の満十八歳以上の方で、毎週土曜日午後一時三十分から四時三十分までコーチできる方。活動内容 夏期は、週二～三回約二時間づつ水泳実技。オフは毎週土曜日午後二時より水泳に必要な体力トレーニング。会費 入会金五千円、年会費三千円(会員のみ) 申込先 五月二十日(土) 午後二時～四時までに、市民体育館へ。申込時に入会金と健康診断書をお持ちください。お問い合わせ先 神谷宜徹まで。☎51-4478

生活学校生徒

対象者 消費問題などに関心のある主婦の方。活動内容 年間十回位の勉強会を行います。会費 年間五百円 申込先 五月十日までに市民体育館内社会教育係へ ☎52-15511

おふくろの味を作ろう

ふっさ手作りの会

伝統的な日本の食べ物を手作りして作り、わたしたちの食生活を考えて行くグループです。日時 五月十二日(金) 午前十時～十二時三十分 以後毎月第一・三金曜日 内容 手作りの実習と講義、話し合い。会場 公民館 定員 先着二十人 申込先 五月一日午前九時から公民館へ。☎52-11711

英会話教室

日時 五月十四日(日) 午後七時三十分～九時三十分 以後毎週日曜日 場所 公民館 内容 英会話の基礎 対象 初心者 教材 アメリカ人口語教本入門編(約九百円) 講師 宮本長治氏(青年学級専属講師) 定員 先着四十人 申込先 五月一日から公民館へ。☎52-11711

い子いの会

育児期のお母さんが、幼児の成長・発達と自らの生き方を考えて行くグループです。日時 五月十日(水) 午後一時～三時三十分 以後毎週水曜日 場所 公民館 内容 幼児の成長・発達を集団遊びとおもちゃで研究して行きます。定員 先着十人 申込先 五月一日午前九時から公民館へ。☎52-11711

主婦健康教室

日時 五月十二日(金) 午前十時～正午 以後毎週金曜日 全八回 場所 市民体育館 内容 各種体操、バドミントン、トランポリンなど 申込先 当日直接会場へ。お問い合わせ 市民体育館へ。☎52-15511

子供のを幸せと

教育を考えると

子供の成長や教育についての悩みを教育雑誌を読み合いながら考えて行きます。日時 五月十二日(金) 午前十時～正午 以後毎週金曜日 場所 公民館 申込先 公民館へ。☎52-11711

商工会職員

資格 会計実務と和文タイプの経験を有する満二十五歳未満の女子 募集期間 五月一日～十五日の午前十時～午後四時。ただし土曜日の午後と日曜、祝日および郵送は受け付けません。申込書類 履歴書(家族構成欄のあるもの)一通に写真をはっていただきます。申込先 福生市商工会(市役所地下)へ。☎51-2927

市民コーラス

女性ならどなたでもOK。初心者大歓迎、お気軽にどうぞ。活動日 毎週土曜日午後二時～四時 場所 公民館 申込先 毎週土曜日直接会場へ。お問い合わせ 公民館へ。☎52-11711

国民年金だより

かけ金 免除の申請を

国民年金の強制加入の方で、家計の事情などで、かけ金が納められない場合は免除の申請をしてください。納めないで置くと年金が受けられなくなってしまうが、免除が認められている期間は、かけ金を納めた場合と同じようになります。ただし、その期間の年金額の計算は、かけ金を実際に納めた場合の三分の一の額になります。また、免除申請後生活が安定して納められるようになれば、十年前までさかのぼって、かけ金を納めることができます。申請は、印かんと年金手帳をお持ちになって保険年金課年金係までおいでください。なお、現在免除を受けている方で四月以降も引き続き免除を希望する方も至急手続きをしてください。

現況届け

お忘れなく

母子・障害・遺児・寡婦年金を受けている方は、毎年現況届けを出していただくことになっていきます。届け出の書類は、四月中に郵送しますので、必要事項を記入の上、五月二十五日までに保険年金課年金係まで提出してください。なお、届け出をしませんと年金が支給されないことがありますのでご注意ください。

年金担保貸付

国民年金を受けている方は、年金証書を担保としてお金が借りられます。(福祉年金受給者は除く)貸付金額は、十万円から百万円以内で、支払年額の一・五倍までです。貸付利率は、年六・五パー

国民健康保険だより

助産費6万円

葬祭費2万円に

国民健康保険では、今まで助産費として、出生児一人につき四万円を支給していましたが、四月一日以後に出生した時は六万円を支給します。また、葬祭費として一万円を支給していましたが、四月一日以後に死亡された場合は、二万円を支給します。

5月のカレンダー		
日	曜	行事・こよみ
1	月	メーデー 青果の日
2	火	八十八夜
③	水	憲法記念日
4	木	
⑤	金	子供の日 体育館無料開放
6	土	立夏
7	日	
8	月	世界赤十字デー
9	火	
10	水	愛鳥週間
11	木	農地等の徴収猶予率が100%に変わりました
12	金	下水道事業受益者負担金の農地等の徴収猶予率が変わりました。今までは、50パーセントでしたが全額徴収猶予されることになりました。徴収猶予を希望される方は至急下水道課まで申請してください。くわしくは、下水道課管理係へ。☎51-1511内線352へ。
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	ご協力を日赤社資募集
22	月	明るい社会を築くために、5月1日から1か月間、全国一斉に日本赤十字社の社員増強運動が行われます。今年も町会の役員のみならずご協力により各家庭を訪問しますので協力をお願いします。
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	朝市 午前7時30分 市役所前庭
29	月	
30	火	
31	水	

